

	平成 26 年度 年金額 (月額)
国民年金 (老齢基礎年金：1人分)	64,400 円
国民年金 (老齢基礎年金：夫婦2人分)	128,800 円
厚生年金 (夫婦2人分の 基礎年金を含む標準的な 年金額※)	226,925 円

■平成26年度の年金額について  
厚生労働省は平成25年平均の全国消費者物価指数の変動率等を受け、平成26年度の年金額を0.7%引き下げの発表をしました。老齢基礎年金の年金額(月額)は、左記のとおり(40年間納付の満額の場合)です。

# 国民年金 だより

**問い合わせ先**  
市民課 ☎(40)5556  
栃木年金事務所  
☎0282(22)6074、4134

※厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬36万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準になります。

なお、受給者の受取額が変わるのは、通常4月分の年金が支払われる6月からです。

■平成26年度の国民年金保険料について  
平成26年度の国民年金保険料は、月額15,250円となります。

毎月の保険料は、日本年金機構から4月上旬に送られてくる「納付書」で、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)またはコンビニエンスストアで納付できます。なお、納付期限は翌月末になります。納付期限を過ぎた場合であっても納付期限から2年以内であれば納付することができます。

※納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができなくなりますが、平成24年10月1日に施行された年金確保支援法により、平成27年9月末までは「後納制度」を利用して過去10年前まで遡って納付することができます。「後納制度」を利用するためには別途申込みが必要です。

また、金融機関での口座振替納付やクレジットカードによる納付、

Pay-easy(ペイジー)による納付も可能です。(市役所で納付することはできません。)

■口座振替でお得！前納でお得！

保険料は払い忘れないように口座振替を利用すると便利です。さらに口座振替で支払うと割引もあります。

また、2年度(口座振替のみ)または1年度分、6か月分など、まとめて前払い(前納)でも割引になります。

納付方法ごとの割引額につきましては下の表にてご確認ください。

【年金マメ知識】

「支払いすぎた年金はどうなるの...?」

前納後に公的年金に加入、または公的年金加入者の配偶者として扶養になった場合、払いすぎた保険料は還付されます。(割引額は納付すべき期間に応じて変わります。)

還付のご案内につきましては、日本年金機構より郵送で通知が届きますので、その通知により手続きをお願いいたします。

■お得な口座振替・前納制度

納付方法	納付額・割引額
毎月納付 【口座振替の早割】 ・当月末の口座振替	・15,200円(毎月納付書で納める場合より1月につき50円の割引)
6か月前納 平成26年4月～平成26年9月分 平成26年10月～平成27年3月分	・口座振替の場合：90,460円(毎月納める場合より1,040円の割引) ・現金納付の場合：90,760円(毎月納める場合より740円の割引)
1年前納 平成26年4月～平成27年3月分	・口座振替の場合：179,160円(毎月納める場合より3,840円の割引) ・現金納付の場合：179,750円(毎月納める場合より3,250円の割引)
2年前納 平成26年4月～平成28年3月分	・口座振替のみ：355,280円(毎月納める場合より14,800円の割引)